「生産・支出・分配の三面の整合性に関する研究会」に関する中間報告

令和3年3月19日 内閣府経済社会総合研究所 国民経済計算部

第4回研究会概要

3月2日(火)に、第4回研究会を開催。「税務統計等を利用した試算について」が 主な議題であった。

税務統計等を利用した営業余剰・混合所得及び雇用者報酬の試算について、内閣府より説明、その後、質疑応答が行われた。また、報告書の構成について、意見交換が行われた。

(※議事概要及び配布資料については、別紙参照)

今後の予定

第5回研究会を3月15日(月)に開催し、報告書素案について検討を行った。現在、各構成員からのご意見を照会中であり、ご意見を踏まえた修文を行い、報告書の完成を目指している。

報告書については、次回部会において、ご報告する予定である。

(以 上)

生産・支出・分配の三面の整合性に関する研究会 (第4回)

議事次第

日 時 令和3年3月2日(火) 10時00分~12時00分

場 所 Web 会議 (Zoom)

議事

(1) 税務統計等を利用した試算について

配付資料

資料1-1 報告書 構成案

資料1-2 税務統計等を利用した営業余剰・混合所得及び雇用者報酬 の試算について

生産・支出・分配の三面の整合性に関する研究会 報告書 構成案

第1章 調査研究概要

- 1.1. 調査研究の目的
- 1.2. 調査研究の内容

第2章 海外調査の結果

- 2.1. アメリカにおける分配面の推計について
- 2. 2. 諸外国の分配側 GDP 推計の概要
- 2.3. 国際機関のマニュアル等の概要

第3章 営業余剰・混合所得の試算

- 3.1. 企業会計・税務会計・SNA の概念差について
- 3.2. 年(度)次推計
- 3.3. 四半期推計について
- 3.4. まとめ

第4章 雇用者報酬の試算

- 4. 1. 賃金関係の統計と SNA の概念差について
- 4.2. 年(度)次推計
 - 4.2.1. 賃金構造基本統計調査を用いた試算
 - 4.2.2. 民間給与実態調査を用いた試算
- 4.3. 四半期推計について
- 4. 4. まとめ

第5章 三面等価試算

- 5.1. 三面等価の方法概観
- 5. 2. 四半期 GDP での調整方法
- 5.3. まとめ

第6章 結び

参考文献

(参考)生産・支出・分配の三面の整合性に関する研究会について

税務統計等を利用した営業余剰・混合所得及び雇用者報酬の試算について

<概要>

以下の点について、御報告する。

- 税務統計である「会社標本調査」を利用した営業余剰試算及び「申告所得税標本調査」を利用した混合所得試算を行い、営業余剰・混合所得を独立推計した。
- 雇用者報酬についても、「賃金構造基本統計調査」を利用した試算を行った。また、第3回研究会に おいて御報告した「民間給与実態調査」を利用した試算について、公的企業分を加算する補正を行っ た。
- これらの試算値を利用し、分配側 GDP 試算値を作成した。

1. 営業余剰・混合所得について

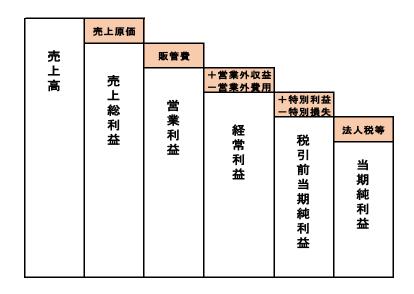
営業余剰については、「会社標本調査」等を用いたものでは、固定資本減耗の調整や各種の調整項目の調整が困難であり、現行の推計方法とはかなり異なる水準や伸び率となっており、推計手法を変更するにはさらなる調査が必要と考えられる。

1. 1. 企業会計・税務会計・SNA の概念差について

企業会計・税務会計・SNA における営業余剰・混合所得に関係する概念差について整理を行う。

(1)利益項目

企業会計における「利益」は「収益—費用」を基本とするが、その種類としては、下図のような関係のある様々な概念がある。<u>営業利益(本業による売上高一売上原価一販売費及び一般管理費)が、SNAにおける営業余剰に最も近い概念と考えられる。</u>企業会計において営業外収益(費用)となる受取配当や支払利息、特別利益(損失)となる固定資産の売却益(損)は、SNAにおける営業余剰には含まれない。



<u>税務会計</u>における「所得」は、「益金ー損金」が基本である。これは、企業会計の「当期純利益」に近い概念と考えられる。各企業は、税務会計における「所得金額(又は欠損金額)」を計算する場合には、税引前当期純利益から計算することが一般的であるが、「益金」及び「損金」について、それぞれ加算・減算による税務調整を行う。例えば、過年度の繰越欠損金のように複数年での調整や、企業会計における「費用」と税務会計における「損金」の概念差により調整する必要のある交際費や寄付金等の項目が個別に存在する。具体的には、法人税申告書別表4「所得の金額の計算に関する明細書(簡易様式)」によると、以下のような加算・減算項目がある。なお、この他にも調整項目があり、極言すれば個社で異なることから、企業会計と税務会計を完全に一致させることは困難と考えられる。

(加算)

- ・損金経理をした法人税及び地方法人税(附帯税を除く。)・都道府県民税及び市町村民税・附帯税(利子税を除く。)、加算金、滞納金(延納分を除く。)及び過怠税
- 減価償却の償却超過額
- ・役員給与の損金不算入額
- ・交際費等の損金不算入額

(減算)

- ・減価償却超過額の当期容認額
- 納税充当金から支出した事業税等の金額
- ・受取配当等の益金不算入額
- ・外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額
- ・受贈益の益金不算入額
- ・法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額
- ・所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等
- ※この他にも、調整項目がある。

(2)固定資本減耗・減価償却費

SNAにおける固定資本減耗と企業会計における減価償却費の主な違いについては以下のとおり。

(図)固定資本減耗と減価償却費の違いについて

	固定資本減耗:国民経済計算	減価償却費:企業会計
概念範囲	減価償却+資本偶発損	減価償却
	資本偶発損とは、通常予測可能な範	
	囲での災害等により偶発的に生じる	
	資産の除却を指す(火事での消失な	
	ど)。	
価格評価	時価(毎期の新設設備価格により再	簿価(取得時価格のまま固定)
	評価)	
対象範囲	企業設備の他に、企業会計では費	企業設備(有形固定資産、無形固定
	用であるが SNA では以下について固	資産における償却資産)
	定資産として定義していることから、	
	これらについても減耗が発生する。	
	・自社開発ソフトウェア	
	·研究開発(R&D)	
	·鉱物探查·評価	
	·娯楽作品原本	
償却期間	「民間企業投資・除却調査」(内閣府)	財務省令や法人税法により規定され
	により、実際に使用された期間を元	たもの(法定耐用年数)を利用
	に設定	
その他	政策上の措置は反映させない。	政策上の措置などの影響を受ける。
		(設備投資優遇税制による即時償却
		など)

税務会計においては、企業会計と比べ、減価償却の対象となる資産が限定され、また減価償却の方法について、建物については定額法のみ可能等のように一定の制約がある。

1.2. 営業余剰の試算

先行研究を踏まえ、「会社標本調査」(国税庁)等を用いた営業余剰の試算を行った。試算における推計式は 以下の通りである。

会社標本調査から算出する営業余剰(純)

=会社標本調査「法人申告所得額」

- +会社標本調査「繰越欠損金(当期控除額)」
- +会社標本調査「外国子会社から受ける配当等の益金不算入額」
- +会社標本調査「受取配当の益金不算入額」
- -会社標本調査「交際費の損金不算入額」
- -会社標本調査「寄付金の損金不算入額」

↑税引前当期純利益の再現

- ー法人企業統計調査における特別損益
- -法人企業統計調査における営業外(収益-費用)

↑営業利益の再現、以降 SNA 概念への調整

- -(SNA では財産所得となるが営業利益に含まれる)純粋持株会社の受取配当の調整
- +法人企業統計調査における減価償却費
- -JSNA における「固定資本減耗」
- +JSNA における「設備投資(=総固定資本形成)」
- 一法人企業統計調査における設備投資

<試算結果>

試算した営業余剰と JSNA における営業余剰、また参考に法人企業統計における営業利益の比較を行う。 (グラフ1. 2. 参照)

1.3. 混合所得の試算

混合所得について、「申告所得税標本調査」(国税庁)を利用した試算を行った。同調査における営業所得、 農業所得、その他事業所得及び不動産所得金額を合計し、SNA において財産所得となる土地の賃貸料(家計の受取分)を控除し、混合所得試算値とした。(グラフ1.3.参照)

調査対象は、各年分の申告所得税について翌年3月31日現在において<u>申告納税額がある者全員であるため、所得金額があっても申告納税額のない者(例えば、還付申告書を提出した者等)は、調査対象から除かれ</u>ている。

2. 雇用者報酬について

現行方式とは異なる試算を2つ行った。「賃金構造基本統計調査」については、カバレッジが「毎月勤労統計 調査」よりも小さく、結果として「毎月勤労統計調査」を用いて補正必要があること、「民間給与実態調査」につい ては、主に「公的企業分」の補正が困難であることから、直ちに「推計方法を変更すべき」という結論は導き出せ ない。

2.1. 賃金構造基本統計調査を用いた試算

賃金構造基本統計調査については、調査対象について、以下の留意点がある。

- ① 産業範囲は毎月勤労統計調査と同じ(農林水産業および公務は調査対象産業ではない)
- ② 「きまって支給する現金給与額」は、6月分として算定された給与(税込み)で、超過労働給与額、通勤手当、 精皆勤手当、家族手当等を含む。
- ③ 各年で公表されている「年間賞与その他特別給与額」については一年前のデータである。例えば 2019 年に公表された「年間賞与その他特別給与額」は 2018 年分(1年分)のものとなる。
- ④ 役員報酬は含まれない。
- ⑤ 労働者の種類は、一般労働者、短時間労働者及び臨時労働者に分類される。
- ⑥ 常用労働者 5-9 人規模の公営企業については捕捉されていない。

このため、賃金構造基本統計調査から得られた常用労働者5人以上規模企業(10 人以上規模+5-9 人規模の合計)に属する労働者について、同調査の公表値を用いた給与所得額を試算すると、同調査のカバレッジから漏れている部分が多く(労働者数が、賃金構造基本統計調査;約 3000 万人、JSNA 約 5000 万人)、JSNA 推計値(再現値)とは、何ら調整を行わない場合、水準についても時系列推移についても大きく異なる。(グラフ2.1.参照)

このカバレッジの違いを補正し、試算を行う。

労働者数を補正するために、同調査の公表値から得られた計数を用いて、一人当たり現金給与単価を算出し、この一人当たり現金給与単価に対して JSNA の雇用者数(役員除く;農林水および公務除く)を掛け合わせた。この補正を行った結果として、現行の毎月勤労統計調査より求めた一人当たり現金給与単価を用いた場合と最大でも5兆円ほどのかい離が見られたもののほぼ同水準のものとなった。また時系列的な動きとしてもほぼ似通ったものとなった。(グラフ2. 1. 参照)

現行推計と賃金構造基本統計調査による試算との乖離は、常用労働者 5-9 人規模の公営企業分が同調査には含まれていないこと(同調査が過小な理由)や役員の取り扱いによる差(過大・過小双方の理由になり得る)によるものが考えられる。

2. 2. 民間給与実態調査を用いた試算

民間給与実態調査(国税庁)を用いた試算を行う。

民間給与実態調査については、調査対象について、以下の留意点がある。

- ① 産業範囲は毎月勤労統計調査や賃金構造基本統計調査の産業分類+農林水産業(公務は調査対象産業ではない)
- ② 調査対象は同調査名の通り民間企業分のみであり、公的企業は含まれない。公的企業とは公務以外の産業に属する公営の企業である。
- ③ 役員報酬も含まれる。
- ④ パート・アルバイトは含まれるものの、日雇い労働者は含まれない。

まず、民間給与実態統計調査から得られた公表データを用いた計数の結果は、民間給与実態調査から得られた給与所得の方が、JSNA 推計のものより、20 兆円ほど過小であった。(一方で、2018 年にはそのかい離が解消し、ほぼ同水準となっている。)(グラフ2. 2. 参照)

次に、同調査は民間企業のみが対象であるため、民営・公営別に給与額および労働者数を公表している賃金構造基本統計調査を利用し、公的企業を含むものに補正する。(ただし、賃金構造基本統計調査は常用労働者 10 人以上規模の企業における一般労働者については民公別の計数しかない。)

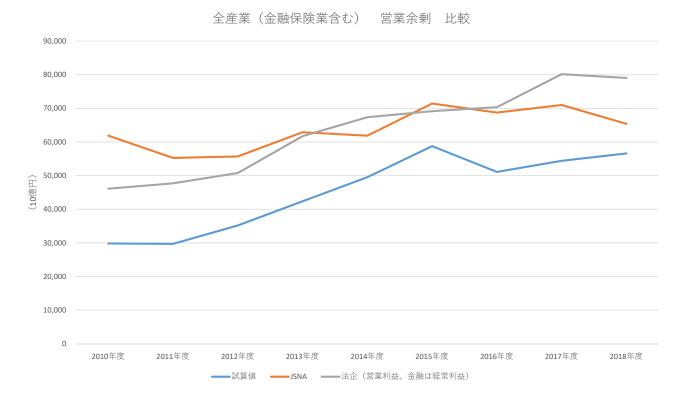
この補正を行った結果、民間給与実態調査の公表データに対し、常用労働者 10 人以上規模の公営企業分の補正として2-3兆円加算されたものの、時系列的な傾向や大きな水準の変更等は見られず、現行推計よりも試算値の方が過小となっている。(グラフ2. 2. 参照)

現行推計と民間給与実態調査による試算との乖離は、①常用労働者 5-9 人規模の公的企業の補正が行われていない、②公的企業の役員報酬が考慮されていない、③源泉所得税が発生しなかった事業所や当該年の12 月末までに廃業した事業所については調査対象外である点などが考えられる。

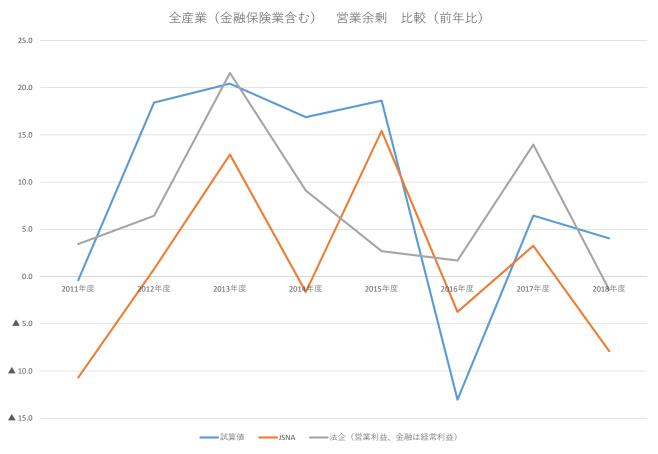
3. 分配側 GDP について

これまでの試算結果を利用し、分配側 GDP を試算する。具体的には、営業余剰・混合所得(純)及び雇用者報酬部分について、試算値を利用し、他は、既存 JSNA 公表値を利用した。(グラフ3. 参照)※営業余剰・混合所得は試算値、雇用者報酬は、賃金構造基本調査による試算値・民間給与実態調査による試算値・現行公表値の3パターン。現行公表値のみとの比較の水準及び伸び率のグラフ)

グラフ1.2. 会社標本調査等による営業余剰試算:全産業



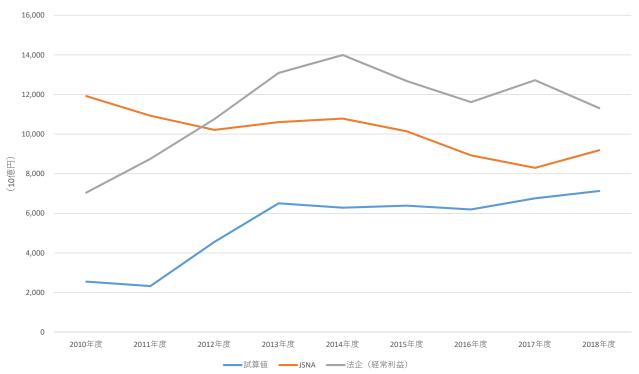
※試算値は、民間非金融法人と民間金融機関における営業余剰相当を試算。 ※グラフにおけるSNAとは、JSNAにおける民間非金融法人及び民間金融法人による営業余剰。(公的及び持ち家の営業余剰は含まない。) ※グラフにおける法企とは、法人企業統計調査における金融保険業の経常利益と、その他産業における営業利益の合計。



※試算値は、民間非金融法人と民間金融機関における営業余剰相当を試算。※グラフにおけるSNAとは、JSNAにおける民間非金融法人及び民間金融法人による営業余剰。(公的及び持ち家の営業余剰は含まない。)※グラフにおける法企とは、法人企業統計調査における金融保険業の経常利益と、その他産業における営業利益の合計。10 / 24

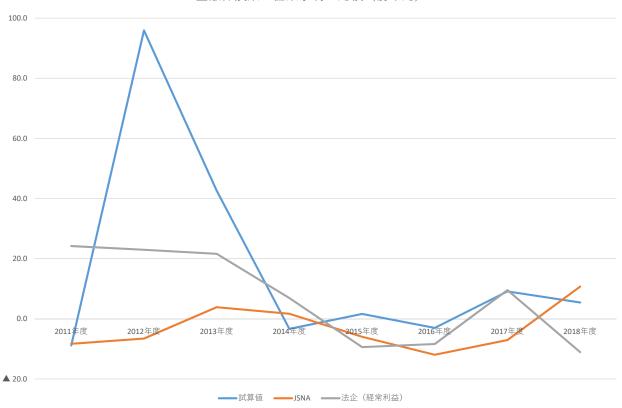
グラフ1.2. 会社標本調査等による営業余剰試算:金融保険業





※試算値は、民間金融機関における営業余剰相当を試算。 ※グラフにおけるSNAとは、JSNAにおける民間金融機関による営業余剰。(非金融、公的金融及び持ち家の営業余剰は含まない。) ※グラフにおける法企とは、法人企業統計調査における金融保険業の経常利益

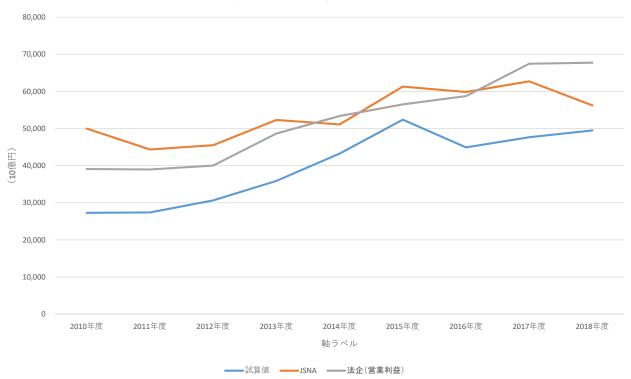




※試算値は、民間金融機関における営業余剰相当を試算。 ※グラフにおけるSNAとは、JSNAにおける民間金融機関による営業余剰。(非金融、公的金融及び持ち家の営業余剰は含まない。) ※グラフにおける法企とは、法人企業統計調査における金融保険業の経常利益

グラフ1.2. 会社標本調査等による営業余剰試算:金融保険業を除く産業

全産業(金融保険業除く) 営業余剰 比較



※試算値は、民間非金融法人における営業余剰相当を試算。 ※グラフにおけるSNAとは、JSNAにおける民間非金融法人による営業余剰。(金融、公的非金融及び持ち家の営業余剰は含まない。) ※グラフにおける法企とは、法人企業統計調査における金融保険業を除く産業の営業利益





※試算値は、民間非金融法人における営業余剰相当を試算。

※グラフにおけるSNAとは、JSNAにおける民間非金融法人による営業余剰。(金融、公的非金融及び持ち家の営業余剰は含まない。) ※グラフにおける法企とは、法人企業統計調査における金融保険業を除く産業の営業利益

グラフ1.3. 申告所得税標本調査による混合所得試算



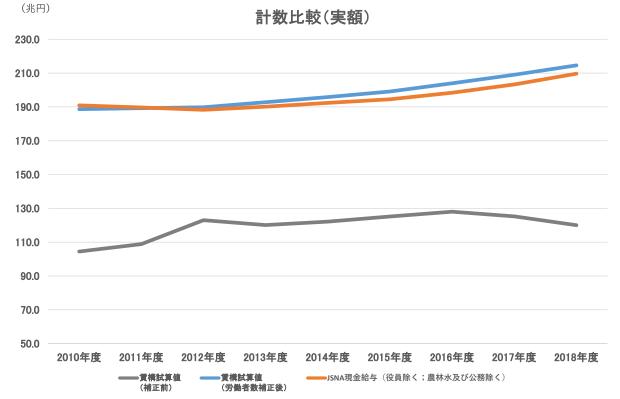


※試算値は、申告所得税標本調査を用いて混合所得を試算 ※グラフにおけるJSNA_混合所得は、JSNAにおける混合所得(純)の値



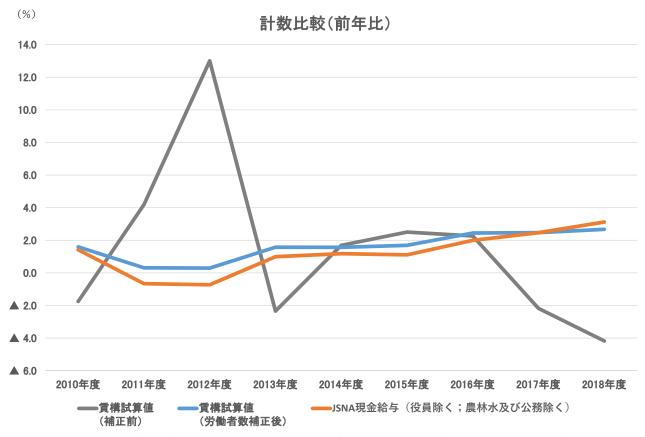


グラフ2.1. 賃金構造基本統計調査等による雇用者報酬試算



※グラフにおける賃構試算値(補正前)は、賃金構造基本統計調査の公表データによる現金給与(農林水産業及び公務を除く)試算値
※グラフにおける賃構試算値(労働者数補正後)は、賃金構造基本統計調査を基に、労働者数を補正した現金給与(農林水産業及び公務を除く)試算値

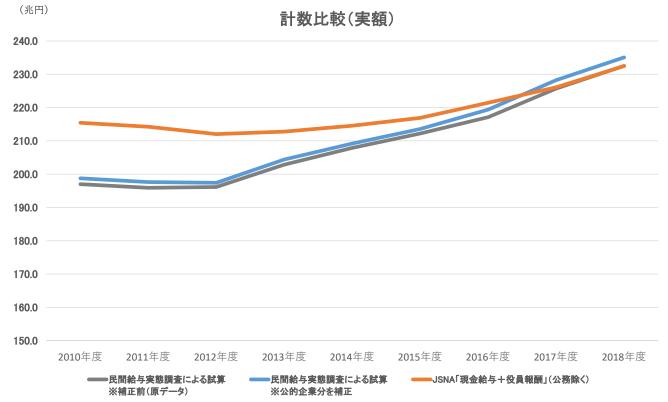
※グラフにおけるJSNA現金給与(農林水及び公務除く)は、現行推計の方法を基に、現金給与(農林水産業及び公務を除く)を再現した値 ※いずれも年度値に調整している。



※グラフにおける賃構試算値(補正前)は、賃金構造基本統計調査の公表データによる現金給与(農林水産業及び公務を除く)試算値 ※グラフにおける賃構試算値(労働者数補正後)は、賃金構造基本統計調査を基に、労働者数を補正した現金給与(農林水産業及び公務を除く)試算値

※グラフにおけるJSNA現金給与(農林水及び公務除く)は、現行推計の方法を基に、現金給与(農林水産業及び公務を除く)を再現した値 ※いずれも年度値に調整している。 14 / 25

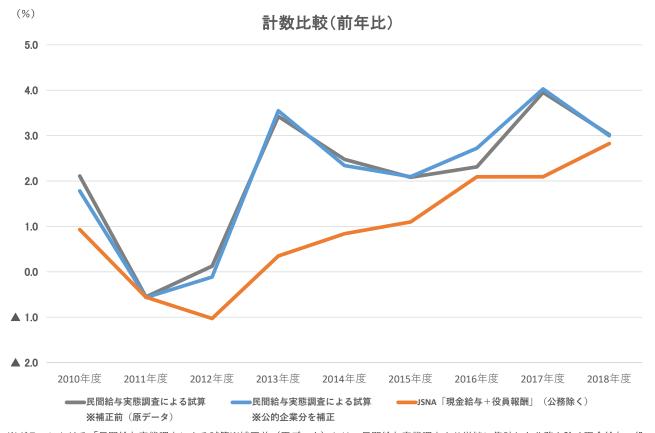
グラフ2.2. 民間給与実態調査等による雇用者報酬試算



※グラフにおける「民間給与実態調査による試算※補正前(原データ)」は、民間給与実態調査より単純に集計した公務を除く現金給与+役員報酬の試算値。

※グラフにおける「民間給与実態調査による試算※公的企業分を補正」は、上記に公的企業分を補正した試算値。

※グラフにおけるJSNA「現金給与+役員報酬」(公務除く)は、現行推計の方法を基に、公務を除く現金給与+役員報酬を再現した値 ※いずれも年度値に調整している。



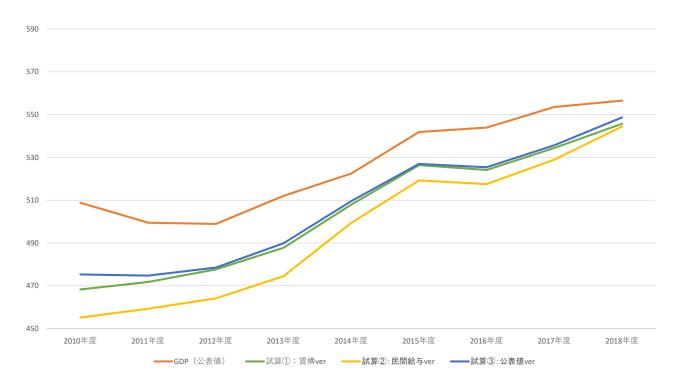
※グラフにおける「民間給与実態調査による試算※補正前(原データ)」は、民間給与実態調査より単純に集計した公務を除く現金給与+役員報酬の試算値。

※グラフにおける「民間給与実態調査による試算※公的企業分を補正」は、上記に公的企業分を補正した試算値。

※グラフにおけるJSNA「現金給与+役員報酬」(公務除く)は、現行推計の方法を基に、公務を除く現金給与+役員報酬を再現した値 ※いずれも年度値に調整している。 15 / 26

グラフ3. 分配側GDP試算

分配側GDP 試算值比較

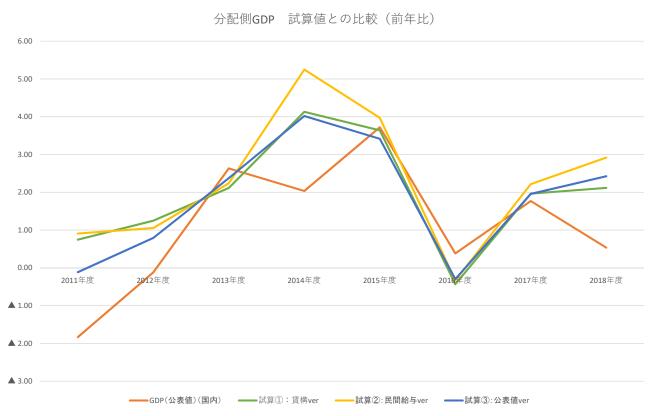


※試算値①~③ともに、会社標本調査等による民間企業分の営業余剰の試算値と申告所得税標本調査による混合所得の試算値(年度化)を利用

※試算値①:賃金構造基本統計調査による雇用者報酬の試算を利用した分配側GDP試算値

※試算値②:民間給与実態調査による雇用者報酬の試算を利用した分配側GDP試算値

※試算値③:雇用者報酬についは、JSNA公表値を利用した分配側GDP試算値



※試算値①~③ともに、会社標本調査等による民間企業分の営業余剰の試算値と申告所得税標本調査による混合所得の試算値(年度化)を利用

※試算値①:賃金構造基本統計調査による雇用者報酬の試算を利用した分配側GDP試算値

※試算値②:民間給与実態調査による雇用者報酬の試算を利用した分配側GDP試算値

※試算値③:雇用者報酬についは、JSNA公表値を利用した分配側GDP試算値

生産・支出・分配の三面の整合性に関する研究会(第4回) 議事概要

- 1 令和3年3月2日(火) 10時00分~12時00分
- 2 場所 Web 会議 (Zoom)
- 3 出席者

【委員】

櫨座長、飯塚構成員、伊澤構成員、宇南山構成員、川口構成員、櫻本構成員、 中村審議協力者

【事務局】

<内閣府経済社会総合研究所>

長谷川総括政策研究官、谷本国民経済計算部長、尾崎企画調査課長、梅井研究官、須永研究専門職

<株式会社インテージリサーチ>

伊藝、豊田、小澤

4 議事

(1) 税務統計等を利用した試算について

5 議事概要

(1) 内閣府から、資料 1-1 「報告書 構成案」及び資料 1-2 「税務統計等を利用した営業 余剰・混合所得及び雇用者報酬の試算について」の説明があり、その後、質疑が行われた。 主な意見等は以下のとおり。

■営業余剰・混合所得の試算について

▶ 営業余剰の試算値と法人企業統計の差について

税務統計と企業会計部分の調整においては、差がないという印象である。減価償却費、 設備投資にかかる範囲の調整をすると差が出る。なお、本来であれば、会社標本調査の 減価償却費あるいは設備投資で調整すべきであるが、データがないため、法人企業統計 を使っており、その結果、差が生じている部分もある。(内閣府)

▶ 連結法人の中に入っている金融保険業の扱いについて

会社標本調査における合計値で連結も含めた法人所得申告額から金融保険業の法人所 得申告額を除いており、連結の中の調整は行っておらず、非金融に残っている可能性は ある。(内閣府)

▶ 受取配当の調整について

(受取配当益金算入額は、親子間で法人税の二重払いを防ぐために調整しているというものであり、これを加えてしまうと利益の二重計上にならないかとの指摘に対し、)企業会計の税引前当期純利益の再現という意味で、受取配当も税引前当期純利益に概念上入るので一旦戻したものの、その後、受取配当は営業外収益として控除している。ただ、純粋持ち株会社のように受取配当を本業として、営業利益に含まれてしまう部分については、財産所得であるため、別途、控除するという考えで試算している。ただ純粋持ち株会社に限ったものであり、親子間配当のうち除かれていない部分がある可能性もある。(内閣府)

▶ FISIM の調整について

・ FISIM については、営業余剰という扱いではないので、特段の調整は行っていない。(内閣府)

▶ 企業会計と税務会計、分配面との関係について

- ・ アメリカのセンサス局のやり方では、売り上げが計上されるタイミングと利益として 分配するタイミングがずれることがある。データ補完をするときは、経済センサスに答 えていない企業について、法人税における売上で補完している。その際に、アルゴリズ ムを組み、未回答企業の売上を似たような企業の売上を使って補完している。この場合 は、生産と支出、所得のタイミングのずれを埋めていくことを概念上考えなければなら ない。
- ・ 計算方法に異論はない。今回が分配面の計算ということであれば、企業会計は分配面というよりも企業業績を出すために出している部分があるので、税務の所得計算の方が概念上あっているのではないかと思う。

■雇用者報酬の試算について

- ▶ 賃金構造基本統計調査等、他統計の利用について
- ・ 毎月勤労統計調査については、信頼度が低下して疑念を持たれている。賃金構造基本統計調査はサンプル数が多いので、こちらが適正ではないかという意見がある。一方で 6 月給与だけの調査だということで、時系列が抜け落ちていることもある。これらを両方組み合わせられないかという案についてはどのようなことが考えるか。
- ・ 賃金構造基本統計調査と毎月勤労統計調査の比較を行ったが、基本的には両統計間で 大きな数字の差はなく、どちらの統計を使ってもよいと考えられる。民間給与実態統計 調査と賃金構造基本統計調査の比較も行った。民間給与実態統計調査は前年度 1 年間

の年収を聞くが、賃金構造基本統計調査の方は 6 月の給与を聞いている。重要な違いは、民間給与実態統計調査は、従業員が 1 人でもいると調査の対象になるが、賃金構造基本統計調査の方は 5 人以上の常用労働者がいると調査の対象になるため、調査対象が異なる。調査対象のずれ、対象となる所得の種類のずれを補正した上で比較すると、賃金構造基本統計調査と民間給与実態統計調査で計算される一人当たり給与所得に差はない。各統計で比較可能なところに関していうと大きな数字のずれはないため、調査方法というより、調査対象、測定対象のずれで説明がつく。

- ▶ 賃金構造基本統計調査における試算の労働者数について
- ・ 賃金構造基本統計調査と毎月勤労統計の労働者単価は似ている。一方、労働者数の動き は賃金構造基本統計調査の労働者数と SNA の現行推計で行っている国勢調査から労働 力調査で延長推計している労働者数とは異なる。したがって、試算のうち補正後では、 JSNA の雇用者数を使っているが、雇用者数を産業別に調整は行っていない。(内閣府)

(賃金構造基本統計調査は賃金をとらえるためのサンプリングの設計になっており、 労働者数をとらえるには、歪んだサンプリングになっている。どのような産業もカバー するようなサンプリングになっているのでサンプリングウェイトが産業によって大き く異なる。サンプリングウェイトをどのように考えて労働者数を求めているのか、との 質問に対し)今回は単純に規模の調整を行っているのみである。(内閣府)

▶ 副業の扱いについて

- ・ (副業をすべて把握する方法として、社会保険料関係の人数、例えば労働者災害補償保険の加入人数を雇用者数の把握に利用することについて)過去に、厚労省業務統計の利活用についての報告書の中で雇用保険のデータを使って統計を作れないかという議論をした。有用な考え方だが、労働時間の関係で雇用保険ではカバーできない非正規の方々をどう考えるかという問題がある。雇用保険のみならず年金の記録についても報酬に比例する形で保険料がかかっているので、報酬に関しても情報が得られる。カバレッジが完全ではないということを念頭に置きつつ、そのような統計をもっと活かしていくことは追求してもよい方向かと思う。
- ・ 副業については、事業所統計であれば賃金構造基本統計調査であっても賃金台帳から 抜いて報告することになっているため、1人の方が2つの会社で働いて両方から賃金支 払いを受けていれば、賃金台帳には2つの会社に載り、2つの会社でカウントされるこ とになる。世帯の統計の場合は、把握されないため、1人の方が2つ仕事を持っている 場合は、別途1人の方が2つの仕事を持っているという形で補正をする必要がある。

3

・ テレワークが主流となり、海外の機関に直にテレワークで仕事をすることが可能になっているため、生産活動、所得面が複雑になる。生産面では国内に企業はないが、労働者だけはいるということがある。生産面、労働面での非居住の問題は、マイクロデータで捉え、生産・支出・分配の各面で見ないといけない。

■分配側 GDP 試算について

・ 現在の試算が現行推計値より小さいのは営業余剰の部分が小さいためと考えている。 (内閣府)

■報告書構成案について

- ・ 統計法第6条は、「国際連合など」ではなく「国際連合の定める国民経済計算の体系に 関する基準に準拠し」となっている。国連のマニュアルでは営業余剰は、残差と書かれ ている。内閣府としては、独立推計を研究しても良いが、統計法第6条があるので、独 立推計を正式系列とするのを前提にした検討を行ったという言い方はできないと思う。 法律上の問題をクリアするために報告書では、整理する必要がある。
- ・ 雇用者報酬の試算では、藤原論文が行っているような地方の税務データを使った試算 は、時間的制約があり今回の報告書では盛り込めない。(内閣府)
- ・ 各項目の四半期推計は今までの研究会でも試算結果を出していないし議論もできていないので、四半期推計でどういうものが使えるか、あるいは、年次で試算したものを分ける必要があるか、どういうことを書けるか考えていく。(内閣府)

.

- ・ SNA 部会の昨年のまとめでは、四半期を公表に向けて進めることと、年次推計のチェックや独立推計をするための様々な検討、その2つの要素があった。2章から5章まで四半期の推計の中でという話があり、年次推計を営業余剰の独立推計からチャレンジするということが調査研究の方向だと思う。四半期の公表に向けて進める話も基本計画にはあるが、今の段階では統計委員会の一部の方が考えている四半期の独立推計はできず、やるとすれば年次のずれの議論となる。四半期の公表について、どう対応するかを結びのところで案として提言できないか。
- ・ 今回試算した分配からの積み上げ方式は難しい。別アプローチからの値と現行のクロスチェックの意味の試算の評価、引き続き改善の余地があるかの議論まで、乖離や動きを見る必要がある。四半期については、統計委員会での過去の議論では、営業余剰について、法人企業統計の営業利益の動きを利用して延長推計すると、営業余剰を残差で推計している年次推計への改定が大きくなるということであった。分配側 QE に対して、年次を含め独立推計をするとすれば、かなり先が長くなると感じる。一方で、残差で推計ということであれば、現在、生産側 QE について取り組んでいるため、この延長とし

て考えることができる。そのあたりをどう整理するかで分配側 QE のあり方も見えてくる。いずれにせよ、研究会でご意見いただいて内閣府でのリソースの中で可能か、あるいは実現するためのリソースを考える必要がある。(内閣府)

- ・ 結びのところにデータの整備など提言をいくつか書き込めれば良いと思う。四半期の 公表について、ニーズがあるなら、我々に与えられたミッションとして、年次推計の誤 差等をクリアした後に、四半期を試算していくとする方向だといつできるかが分から ないため、今の年次推計でなくなってしまった系列を出す等の短期的な対応として書 くのはどうか。
- ・ これまでの試算結果をみると、時点によって乖離の大きさが異なることをどう扱うのかが難しい。特に昔の乖離が大きい時については、かなり高い水準での乖離が長く続いている。様々な統計を昔にさかのぼって補正するのは難しいが、最近だけ合っていれば良いというわけにはいかない。時代によって差があるということへの対応をどうするのか。
- ・ 概念上、所得側や支出側の差になって出てきやすい部分をメモ的に列挙しておいた方があとで見返すときに便利である。よく問題になるのは、未観測経済であるが、特に日本の場合は違法な活動などの部分は研究レベルでも書けていない。EU では正式系列で違法活動の部分を推計して入れている。他の国は正式系列には入れないが、研究は行っている。また、諸外国では、基礎統計を SNA 推計で使う場合は、プロセスがあり、基礎統計をきちんとした流れに沿って使うことになるが、日本では、そのプロセスがかなり抜けている。このため、元データを直にクリーニングしながら使わなければいけない。税の統計を捉えるという課題であれば、そこを指摘するべきである。組織的に一次統計の段階で、努力するべきところについて、誰かが補わなければいけないところは列挙しておくべきである。

以上

生産・支出・分配の三面の整合性に関する研究会(第3回) 議事概要

- 1 令和3年1月29日(金) 10時00分~11時15分
- 2 場所 Web 会議 (Zoom)

3 出席者

【委員】

櫨座長、飯塚構成員、伊澤構成員、宇南山構成員、川口構成員、櫻本構成員、 中村審議協力者

【事務局】

<内閣府経済社会総合研究所>
谷本国民経済計算部長、尾崎企画調査課長、梅井研究官、須永研究専門職
<株式会社インテージリサーチ>
伊藝、豊田、小澤

4 議事

- (1) JSNA における雇用者報酬の推計について
- (2) 第1回及び第2回研究会における課題について

5 議事概要

(1) 内閣府から、資料 1「雇用者報酬について」の説明があり、その後、質疑が行われた。主なご意見・ご質問及びその回答は以下のとおり。

▶ 公務の扱いについて

「民間給与実態統計調査」及び「法人企業統計」では、公的企業分が含まれておらず SNA では含まれている。この違いが SNA のレベルが高くなっている要因の可能性あり。 (内閣府)

▶ 現金給与以外の扱いについて

SNA の雇用者報酬にはストックオプションなどの現金給与以外の部分が含まれているが、今回は、SNA の「現金給与」と「役員報酬」のみで比較している。(資料1、P.11 参照)(内閣府)

▶ 役員報酬の扱いについて

役員報酬が SNA では「民間給与実態統計調査」や「法人企業統計」よりも低いことについては、役員数の違いと考えている。(同 P.5 及び P.9 参照) いわゆる「役員」の定義に統計毎に違いがあるのでそれが差となっている可能性がある。SNA の基礎統計である

「労働力調査」では、調査対象者自身が役員と認識しているかであり、「民間給与実態調査」では、法人の取締役、理事、監査役等、役付き肩書があるというところで定義されている。「法人企業統計調査」では、常勤、非常勤を問わず、経費としての給与を受ける期中平均人員とされており、役員自体が何で定義されているかまでは書かれていないと承知している。(内閣府)

▶ 「賃金構造基本統計調査」について

「賃金構造基本統計調査」(同、P.3 参照) は、特定月調査であるが前年の賞与を把握していることから、1年間の給与も把握できるのでないか。

▶ 雇用者報酬の水準について

・藤原論文の「住民税を使った推計よりも SNA の雇用者報酬の水準が低い」という点については、2011 年基準改定の際に解消している。(内閣府)

(2) 第1回及び第2回研究会における課題について

内閣府から、資料 2 「営業余剰の独立推計について」の説明があり、その後、質疑が行われた。主なご意見・ご質問及びその回答以下のとおり。

▶ 法人企業統計季報との比較(減価償却の扱いについて)

法人企業統計季報を利用した営業余剰の試算では、SNA と法人企業統計において、設備 投資として認識している範囲が異なるため、調整を行っている。調整の規模は数兆円程 度である。(資料2、P.5 参照)(内閣府)

▶ 経済センサスとの比較(産業ごとの違いについて)

産業によって差があることについて、詳細は分析しきれていないが、一つは費用の内訳である減耗の範囲が考えられる。また、卸小売業は、SNAと経済センサスでは概念が異なるため差が生じる。いずれにしても収入側なのか費用側なのかもう少し検討が必要と考えている。(内閣府)

▶ 経済センサスとの比較(減耗について)

製造業に限ると、SNAの固定資本減耗と経済センサスの減価償却の差分が概ね製造業の SNAと経済センサスの差にほぼ合致している。その部分が調査対象の違いなのか、範囲 の違いなのかわからないが、この部分を捨象するとほぼ同額になる。ただし、他の産業 まで見ると、減耗だけでは説明できないと考えている。(内閣府)

SNA で無形を入れているということも減耗が大きい理由ではあるがそれだけでは説明

は困難と考えている。(内閣府)

減価償却の考え方の差で、各年度で差が出ることはあると思うが、減価償却は一定のタイミングで費用計上することなので、5年10年の長いスパンを考えれば、基本的にはどんな方法でも近づいてくる。単年度で考えると差はあるが、長いスパンで見ると差がないかどうかは、重要だと思う。

以上